

令和7年7月1日 改正

# 伊賀リハビリライフサポート株式会社

## 居宅介護支援事業所ささゆり

### 重要事項説明書

◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 事業実施地域及び営業日、時間・・1
4. 事業所の職員体制・・・・・・・・・・・・2
5. サービス内容・・・・・・・・・・・・・・2
6. サービス利用料金・・・・・・・・・・・・2-4
7. サービス利用に関する留意事項・・4-5
8. 虐待防止に関する事項・・・・・・・・・・5
9. 衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・5-6
10. 非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・6
11. 業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・6
12. 身体拘束・・・・・・・・・・・・・・・・・6
13. 緊急時の対応策・・・・・・・・・・・・・・6
14. 個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・・7
15. 相談窓口・苦情対応・・・・・・・・・・・・7

## 1. 事業者

法人名	伊賀リハビリライフサポート株式会社
法人所在地	三重県伊賀市上野田端町 1004 番地の 3
電話番号	0595-24-0017
代表者氏名	代表取締役 堀 智秋
設立年月日	2012 年（平成 24 年）8 月 1 日

## 2. 事業所概要

名称	居宅介護支援事業所ささゆり
所在地	三重県伊賀市上野田端町 1004 番地の 3
電話番号	0595-21-7100
管理者氏名	藤森 美香
介護事業種類	居宅介護支援事業 2014 年（平成 26 年）6 月 1 日指定 介護保険事業所番号 2471201224
運営方針	在宅で生活されている高齢者の方々に可能な限りその有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、利用者様および家族様の意向や心身の状況、環境などを総合的に勘案して適切なサービスが提供されるよう支援いたします。 また、医療、市町村、地域包括支援センター、介護保健施設、居宅介護支援事業所との連携、調整にも努めます。
法人の行う 他の介護事業	通所介護、通所型サービス（現行相当サービス） ・リハビリデイサービスささゆり 2471201000 通所型サービス（現行相当）24A1200542 ・第 2 リハビリデイサービスささゆり 2471201240 通所型サービス（現行相当）24A1200559 ・リハビリデイサービス伊賀接骨院 2471201059 通所型サービス（現行相当）24A1200443

## 3. 事業実施地域及び営業日、時間

事業実施区域	伊賀市全般
営業日	月曜日から金曜日 < 土日、お盆（8/13～15）、年末年始（12/30～1/3） および、天災その他やむを得ず業務を遂行出来ない日を除く >
営業時間	8 時 30 分から 17 時 30 分

#### 4. 事業所の職員体制

令和7年7月1日現在

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理者及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤数 1名
介護支援 専門員	居宅介護支援業務を行います。 主任介護支援専門員（内1名）	常勤数 1名

#### 5. サービス内容（居宅介護支援申し込みからサービス提供までの流れ）

① 利用者様（契約者）との事業者の契約締結
② 利用者様や家族の状況を把握
③ サービス計画原案の作成
④ サービス担当者会議
⑤ サービス計画の作成
⑥ サービス利用開始
⑦ サービスの実施状況の把握（毎月訪問にて状況把握）
⑧ サービス提供事業者と連絡調整

※介護保険施設への入所を希望する場合には、紹介その他の便宜を行います。

#### 6. サービス利用料金

○利用料（プラン作成料など）

介護度	基本単位	利用料
要介護 1・2	1,086 単位	11,088 円
要介護 3・4・5	1,411 単位	14,406 円

○加算料金等（要介護 1～5）

初回加算	300 単位	3,063 円/月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に居宅サービス計画を作成する場合</li> <li>・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画書を作成する場合</li> <li>・要介護状態区分が2区分以上変更された場合</li> </ul>		

入院時情報連携加算（I）	250 単位	2,552 円/月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院又は診療所に入院したその日の内に当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する情報提供を行った場合（入院日以前の情報提供も含む、営業時間終了後又は営業日以外の日入院した場合は入院日の翌日を含む）</li> </ul>		

入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位	2,042 円/月
<p>・病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合  （営業時間終了後入院した場合であって入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む）</p>		

退院・退所加算		
連携 1 回		
退院・退所加算（Ⅰ）イ （カンファレンス参加 無）	450 単位	4,594 円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ （カンファレンス参加 有）	600 単位	6,126 円
連携 2 回		
退院・退所加算（Ⅱ）イ （カンファレンス参加 無）	600 単位	6,126 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ （カンファレンス参加 有）	750 単位	7,657 円
連携 3 回		
（カンファレンス参加 無）	×	×
退院・退所加算（Ⅲ） （カンファレンス参加 有）	900 単位	9,189 円
<p>・退院又は退所し、居宅サービスを利用する場合に、病院又は施設職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービスの利用調整を行った場合。但し、連続3回を算定出来るのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医との会議に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。</p>		

通院時情報連携加算	50 単位	510 円/月
<p>※1月に1回の算定を限度とする</p> <p>・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合</p>		

ターミナルケアマネジメント	400 単位	4,084 円/月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・末期の悪腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）</li> <li>・24 時間連絡が取れる体制を確保し、且つ必要に応じて指定居宅介護支援を行う事が出来る体制を整備</li> <li>・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援実施</li> <li>・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所への提供</li> </ul>		

緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	2,042 円/月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院等の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合</li> </ul>		

※地域区分別の単価（7 級地 10.21 円）を含んでいます

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

※但し保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、法廷代理サービス料金をお支払いいただきます。その場合、当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を後日伊賀市の介護保険課の窓口へ提出しますと、全額の払い戻しを受けられます。

## 7. サービス利用に関する留意事項

サービス提供を行う介護支援専門員	サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定致します。
介護支援専門員の交代	<p>&lt;事業所からの介護支援専門員の交代&gt; 事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、利用者様および家族様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。</p> <p>&lt;利用者からの交代の申出&gt; 選任された介護支援専門員の交代を希望される場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることが出来ます。但し、特定の介護支援専門員の氏名は出来ません。</p>

居宅サービス計画の作成の支援	<p>介護支援専門員が、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける居宅サービス事業所について、契約者等は下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。</p> <p>①複数の事業所の紹介</p> <p>②当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由</p>
サービス提供における義務	<p>①提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管すると共に契約者等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> <p>②他の居宅介護支援事業所を希望された場合、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。</p> <p>③利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院または診療所に伝えるように求めます。</p>
サービスの終了	<p>① 要介護認定により自立と判定された場合</p> <p>② 介護保険施設に入所した場合</p> <p>③ 死亡した場合</p>
契約解除	<p>① 利用者様および家族様より契約解除の申し出があった場合</p> <p>② 当事業所がやむを得なく、事業所を閉鎖した場合</p>

## 8. 虐待防止に関する事項

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 9. 衛生管理等

- 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

## 10. 非常災害対策

- ①地震や火災、風水害等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるために必要な訓練を行う。
- ②感染症の発生および蔓延等に関する取り組みの徹底を行うために、指針の整備、研修の実施、訓練を行う。

## 11. 業務継続計画の策定等

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ③ 必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ④ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 12. 身体拘束

他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## 13. 緊急時の対応策

- ①契約者様のご家庭を訪問中に健康状態に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡する等の適切な措置を致します。  
また、天災その他災害が発生した場合は、避難など必要な措置を致します。  
※なお、一刻を争う場合には、ご家族への連絡が前後する事や救急車を要請する事があります。
- ②サービスの提供により事故が発生した場合には、ご利用者の家族・サービス事業所または、市町村・県担当者に連絡を行い、必要な措置をとります。  
また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。  
※事故が生じた際には、その原因を解明し再発を防ぐ為の対策を講じます。

## 14. 個人情報の保護

- ① 事業者は、居宅介護支援の提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を適当な理由なく第三者に漏洩しません。
- ② 事業者は契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供出来るものとします。
- ③ 前2項に関わらず利用者に係る他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、個人情報を用いることがあります。

## 15. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については窓口で対応致します。

居宅介護支援事業所ささゆり	電話番号 0595-21-7100 住所 伊賀市上野田端町 1004 番地の 3 担当者 管理者 藤森 美香 対応時間 平日 8 時 30 分から 17 時 30 分
伊賀リハビリライフサポート 株式会社	電話番号 0595-24-0017 住所 伊賀市上野田端町 1004 番地の 3 担当者 取締役 坂口 和義 対応時間 平日 8 時 30 分から 17 時 30 分

○次の公的機関におきましても相談・苦情申出等が出来ます。

伊賀市役所 介護保険担当課	電話番号 0595-26-3939 住所 伊賀市四十九町 3184 番地 対応時間 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係	電話番号 059-222-4165 住所 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 対応時間 平日 9 時 00 分から 17 時 00 分
三重県社会福祉協議会 運営適正委員会	電話番号 059-227-5145 住所 三重県津市桜橋 2 丁目 131 対応時間 平日 8 時 30 分から 17 時 00 分

\* 苦情に関しては、事実関係の調査の実施・改善措置、  
契約者等に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を行います。

## 【説明確認書】

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの契約締結にあたり、事業者は重要事項を説明致しました。

事業者所在地 三重県伊賀市上野田端町 1004 番地の 3  
事業者名 伊賀リハビリライフサポート株式会社  
代表取締役 堀 智秋

事業所所在地 三重県伊賀市上野田端町 1004 番地の 3  
事業所名称 居宅介護支援事業所ささゆり  
管 理 者 藤森 美香  
説 明 者 藤森 美香

契約者（利用者本人）氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

※重要事項説明書の内容に対し同意します。

代筆者氏名： \_\_\_\_\_

利用者との関係： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

※代筆の場合、代筆者の氏名・住所を併記すること。

代理人氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_